

平成16年8月20日

日本興亜損害保険株式会社
常務執行役員 岡田 良治 殿
東京海上火災保険株式会社
専務取締役 岩下 智親 殿
株式会社損害保険ジャパン
取締役専務執行役員 西川 茂樹 殿

金融庁監督局保険課長 小 野 尚

「保険業法」及び「自動車損害賠償保障法」に関する
法令適用事前確認手続に係る照会について
(平成16年7月21日付照会文書に対する回答)

自賠責保険事業が共同プール事務として行われていることに鑑みれば、自動車損害賠償保障法第28条の3第1項に規定する「責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合」とは、自社の責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合だけでなく、他の共同プール会員の責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合も含むと考える。

従って、照会者が、アリアンツ火災海上保険株式会社の自賠責保険事業からの撤退にあたり、同社の負の責任準備金等に相当する金額を支払うために、照会者の責任準備金を取り崩すことは、同項に規定する「責任保険の事業の収支の不足のてん補に充てる場合」に該当するため、当該行為が同項に抵触するとは認められず、これを根拠として保険業法第132条第1項及び同法第133条に定められた不利益処分を課されることはないと考えます。

(注) 本回答は、照会対象法令(条項)を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令(条項)との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、事実が記載と異なる場合、記載されていない関連事実が存在する場合、関係法令が変更される場合などには、考え方が異なるものとなることもある。また、本回答は、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束しうるものではない。